

富山市リユースE V導入促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山市補助金等交付規則（平成17年富山市規則第36号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、富山市リユースE V導入促進補助金（以下「本補助金」という。）の交付に関し、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 市長は、走行時に二酸化炭素や有害な排気ガスを排出しないE V（電気自動車）の導入推進を図るとともに、サーキュラーエコノミーの観点で有用である当該E Vのリースによる導入事業に要する経費及び充電器の購入・設置に要する費用の一部に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(定義)

第3条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者等

次に掲げる事項のいずれかに該当する者をいう。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者

イ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第1号から第9号までに規定する団体

ウ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人であって、中小企業基本法第2条に規定する主たる業種に記載の従業員規模以下のもの

エ 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する法人

オ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する法人

カ 公立大学法人及び私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人

キ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人であって、中小企業基本法第2条に規定する主たる業種に記載の従業員規模以下のもの

ク 特別法の規定に基づき設立された協同組合等

ケ 青色申告を行っている個人事業主

(2) リユースE V

搭載された電池（燃料電池を除く。）によって駆動される電動機を原動機と

した内燃機関を併用しない4輪以上の検査済み自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項の規定により自動車検査証(以下「車検証」という。)の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。)であって、初度登録から4年以上経過した自動車。

(3) 充電器

前号に定めるリユースEVに充電するための設備であって、次に掲げるもの

ア 急速充電設備

電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及び電気自動車等に搭載された電池への充電を制御する機能を有する、一基当たりの定格出力が10キロワット以上であって、充電コネクタ、充電ケーブルその他の充電設備の使用に必要な装備を備えたもの

イ 普通充電設備

漏電遮断機能及びコントロールパイロット機能を有する、一基当たりの定格出力が10キロワット未満の設備であって、充電コネクタ、充電ケーブルその他の充電設備の使用に必要な装備を備えたもの

ウ 蓄電池付急速充電設備

主として電気自動車等の充電のために蓄電する電池を備えた、一基当たりの定格出力が50キロワット以上の急速充電設備であって、充電コネクタ、充電ケーブルその他の充電設備の使用に必要な装備を備えたもの

エ 充電用コンセント

電気自動車等に附属する充電ケーブルを接続する200ボルト対応の電気自動車等専用のプラグの差込口

オ 充電用コンセントスタンド

充電用コンセントを装備する盤状又は筒状の筐体

(補助対象者)

第4条 補助の対象となる者は、当該各号に定めるところによる。

(1) リユースEV導入事業

次に掲げる要件のいずれにも該当する者をいう。

ア 市内に1年以上事務所又は事業所を有すること。

イ 市税を滞納していないこと。

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと。

エ 法人であって、代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員又は暴力団関係者に該当する者がいないこと。

- オ 他の民間事業者又は公的機関へのリユースEVの提供実績があること。
- カ リース使用者との補助対象自動車の提供に関するリース契約において、補助金額相当額以上の金額を通常のリース料金から控除したリース契約を締結する者であること。
- キ 市が実施する「チームとやまし」に参加していること。

(2) 充電器導入事業

次条に定める使用者の要件を満たす者。

(使用者の要件)

第5条 補助対象自動車の使用者（リース借主）は次の各号の要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に1年以上事務所又は事業所を有すること。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと。
- (4) 法人であって、代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員又は暴力団関係者に該当する者がいないこと。
- (5) 市内の自らが事業を営む事務所又は事業所に補助対象自動車を導入する中小企業者等であること。
- (6) 前条第1号に定めるリユースEV導入事業について市から補助金の交付決定を受けた者（リース貸主）と2年間以上の補助対象自動車のリース契約を締結する者であること。
- (7) やむを得ないと市が認める場合を除き、当該リース契約期間中において、リース使用者の地位を他者に変更しないもの。
- (8) 市が実施する「チームとやまし」に参加していること。

(補助対象自動車の要件)

第6条 補助の対象となるリユースEVは、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) バッテリー品質

納車日の6カ月前から納車日前日までの期間中において測定したSOH（State of Health）が80%以上であること。

※一般的に信頼性のある事業者が使用している標準的な計測機器および方法によるものとする。具体的には、車の正規販売店、国土交通省の定めるOBD検査用スキャンツール、また、バッテリー状態測定機器を取り扱う企業の製品など。

(2) 初度登録以降のメンテナンスカルテ（整備記録簿）を保持していること。
（補助対象充電器）

第7条 補助の対象となる充電器は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 補助対象自動車の導入と同時に設置する充電器であること。
- (2) 一般社団法人次世代自動車振興センターが補助金の交付対象となる設備として承諾したものであること。
- (3) 補助対象自動車の使用者（リース借主）が事業を営む事務所又は事業所の敷地内に設置されるものであること。

（補助対象経費）

第8条 補助の対象となる経費、補助率及び補助上限額は、別表に定めるとおりとする。

（交付の申請等）

第9条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助申請者」という。）は、交付申請書（リユースEV導入事業について申請する場合は様式第1号、充電器導入事業について申請する場合は様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

(1) リユースEV導入事業

ア リース契約に係る見積書

イ 補助金額相当額が通常のリース料金から控除されることが確認できる書類

ウ 申請者の納税証明書（原本）（発行後3月以内のものに限る。）

エ 申請者の履歴事項全証明書又は現在事項全証明書（発行後3月以内のものに限る。）

オ リース使用者の納税証明書（発行後3月以内のものに限る。）

カ リース使用者の履歴事項全証明書又は現在事項全証明書（発行後3月以内のものに限る。）

キ その他、市長が必要と認める書類

(2) 充電器導入事業

ア 充電器のメーカー、型式（型番・品番）、出力等がわかる書類

イ 充電器設置に係る見積書

ウ その他、市長が必要と認める書類

（交付の決定等の通知）

第10条 市長は、交付申請書（様式第1号又は様式第2号）が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付決定通知書（様式第3号）により補助申請者に通知するものとする。

2 交付申請書（様式第1号又は様式第2号）により補助金の申請を行う者は、

交付決定通知書（様式第3号）による通知があった日以降でなければ補助事業に着手することができない。

（交付決定前の事前着手）

第11条 補助申請者は、やむを得ない理由により、第10条に定める補助金の交付決定の前に事業に着手（以下「事前着手」という。）する必要がある場合には、第9条に定める交付申請と合わせて、別に市長が定める期限までに、その理由を記載した事前着手届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付申請の変更）

第12条 補助申請者は、第9条の規定による交付申請書の内容を変更しようとするときは、変更交付申請書（様式第5号）に変更があった書類を添付し、速やかに市長に提出しなければならない。ただし、補助金の額に影響が及ばない軽微なものにあっては、軽微変更届出書（様式第6号）の届出によるものとする。

2 市長は、前項の規定による申請書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、予算を超えない範囲で変更交付決定通知書（様式第7号）により補助申請者に通知するものとする。

（補助事業の遂行）

第13条 補助申請者は、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。補助金を他の用途へ使用してはならない。

（遂行状況の報告）

第14条 補助申請者は、必要に応じ、市長に対して補助事業の遂行状況の報告をしなければならない。

（実績報告）

第15条 補助申請者は、別に市長が定める期限までに、次に掲げる書類を添えて、実績報告書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（1）リユースEV導入事業

ア リース契約に係る契約書

イ バッテリー品質を確認できる書類

ウ 補助対象自動車の電子車検証及び自動車車検証記録事項の写し

エ 車両の購入に係る領収書

オ その他、市長が必要と認める書類

（2）充電器導入事業

ア 充電器設置に係る契約書

イ 充電器設置に係る領収書

ウ その他、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第16条 市長は、実績報告の提出を受けた場合においては、報告書等の書類の審査等により、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、額確定通知書（様式第9号）により、補助申請者に対して通知するものとする。

(立入検査等)

第17条 市長は、補助事業の適正化を期するため必要があるときは、補助申請者に対して補助事業の遂行状況等を報告させることができ、また、補助対象自動車及び補助対象充電器が設置される又は設置された事務所若しくは事業所や敷地等への立入検査を行うことができる。

2 市長は、前項の結果違反の事実があると認めるときは、その違反を是正するため必要な限度において、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第18条 市長は、補助申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、第10条の規定による交付の決定を交付決定取消通知書（様式第10号）にて取り消すことができる。ただし、第6号に該当する場合のうち、天変地異その他補助申請者の責めに帰すことができない正当な理由がある場合及び補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

(1) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(2) この要綱及び市長の指示に違反したとき。

(3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(4) 補助申請者が、第4条に定める各要件を満たしていないことが判明したとき。

(5) 第20条第3項の承認を受けないで取得財産を処分したとき。

(6) 補助金の交付決定後に生じた事業の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合又はその他の理由により補助事業を遂行することができない場合。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合、当該取り消しに係る部分に関して、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

3 市長は、第1項第1号から第5号のいずれかに該当し、前項の規定により補助金の返還を命じたとき、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、返還すべき補助金の額に年10.95パーセントの割合を乗じて得た額を加算金として徴収することができる。

4 第2項の補助金の返還期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対し

て、その未納に係る日数に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴することとすることができる。

（書類の整備保管）

第 19 条 補助申請者は、補助金に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

（取得財産の処分の制限等）

第 20 条 補助申請者は、補助事業により設置した設備（以下「取得財産」という）については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、適正な運用を図らなければならない。

2 補助申請者及び補助対象自動車の使用者は、取得財産であって、取得価格が単価 50 万円以上の機械及び器具並びに備品その他の重要な財産であるものについて、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し（廃棄を含む。）又はリース期間の満了前に補助対象自動車のリース契約を解約してはならない。

3 補助申請者は、前項の承認を受けようとするときは、あらかじめ財産処分承認請書（様式第 11 号）を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、処分を承認することと決定したときは、財産処分承認通知書（様式第 12 号）により、補助申請者に対して通知するとともに、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 月 日から施行する。

別表

補助対象設備	補助対象経費	補助率	補助上限額
リユースE V	車両本体の購入に要した費用及び運搬、整備に要した費用とし、消費税及び地方消費税は含まない。	10/10 (千円未満切り捨て)	30万円
充電器	充電器の購入費、及び取付工事に要した費用とし、消費税及び地方消費税は含まない。		10万円